

新規指定申請の手引き(介護予防・日常生活支援総合事業用)

介護予防・日常生活支援総合事業（指定相当訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）・訪問型サービス A・指定相当通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）・通所型サービス A）を提供するには、サービスを行う事業所ごとに、市の指定を受ける必要があります。指定の流れ、申請方法等は次のとおりです。

1 指定申請の流れ

実施項目	期 日	説 明
事前相談 ↓ 申請準備 ↓ 申請書類の作成	随時受付 ※来庁される場合は、必ず事前に電話連絡の上、面談日時を予約してください。	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業者の指定を受けるためには、指定の要件を満たす必要があります。（P 2 の 2 参照） ○従って、指定申請に当たっては、事前に、必要な手続きや人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成など、様々な準備を行う必要があります。 ○準備内容のご説明やご相談は随時、受け付けています。なるべく早い段階にご相談ください。
↓ 申請書類の提出	指定予定月の前々月の 1 日まで 例：6 月 1 日指定の場合 → 4 月 1 日までに提出)	<ul style="list-style-type: none"> ○指定申請書類は、遅くとも、指定を受けようとする月の前々月の 1 日までに提出してください。 ○指定申請は、同一法人であっても、事業所（施設）ごとに行う必要があります。 ○申請者控えとして、申請書類一式の写しを必ず保管してください。 ○原則、厚生労働省「電子申請・届出システム」により提出してください。やむを得ない事情がある場合は、直接、郵送又は電子メールにより提出してください。
↓ 指定等手数料の納付	納付書に記載された期限まで	<ul style="list-style-type: none"> ○申請書類の提出後に、市から納付書を送付しますので、指定する金融機関で納付してください。（P 2 の 4 参照）
↓ 審査	指定予定月の前々月～前月	<ul style="list-style-type: none"> ○申請内容が指定基準等に合致しているか確認するため、書類審査を行います。 ○申請内容と合致しているか確認するため、現地確認を行う場合があります。 ○該当となる事業所へは個別にご連絡します。
↓ 指定	原則、毎月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> ○原則として、毎月 1 日付けで指定します。 ○指定決定がなされた時点で、事前に電話で連絡の上、指定通知書を郵送します。 ○指定の有効期間は原則 6 年間です。当該有効期間を更新するには、更新申請が必要となります。
↓ 情報提供	指定後	<ul style="list-style-type: none"> ○県及び新潟県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。
↓ 現地確認	指定後	<ul style="list-style-type: none"> ○指定後の状況が申請内容と合致しているか確認するため、現地確認を行う場合があります。 ○該当となる事業所へは個別にご連絡します。

2 指定の要件

介護保険法上の指定事業者となるためには、事業所（施設）ごと、サービスの種類ごとに以下の要件を満たしている必要があります。

従って、指定申請では、要件を満たしていることが分かる書類等を提出していただき、これについて書類審査及び現地確認等を行うこととなります。なお、「人員基準」や「設備・運営の基準」は、サービスの種類ごとに異なります。具体的には関係法令等をご確認ください。

- (1) 申請者が法人であること。
- (2) 申請者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (3) 新発田市要綱で定める「人員基準」を満たしていること。
- (4) 新発田市要綱で定める「設備・運営の基準」に従って、適正な事業運営ができること
- (5) 申請者やその役員等が、介護保険法上の欠格事項に該当しない者であること

3 指定申請時の提出書類

- (1) 指定申請書
- (2) 添付書類（「添付書類一覧」参照）

4 提出方法

原則、厚生労働省「電子申請・届出システム」により提出してください。

やむを得ない事情がある場合は、直接、郵送又は電子メールにより提出してください。

5 提出先（電子申請以外の場合）

新発田市高齢福祉課

住所 〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号

電子メール kourei@city.shibata.lg.jp

6 指定等手数料について

指定申請にあたっては、新発田市手数料条例に基づき、手数料が必要となります。

指定申請の手数料は、別添の「介護保険事業者指定等手数料の徴収について（通知）」をご覧ください。